

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を別紙のと
おり公表する。

令和7年12月26日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 桑原木 正伸

定期監査報告書

第1 監査の対象及び監査の期間

財務に関する事務の執行について、次の監査対象部局等に対して、次の表のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査の対象部局等	対象期間	監査期間
健康福祉部こども課 友和保育園、津田保育園	令和7年度	令和7年8月21日から
吉和保育園、深江保育園	令和7年4月1日から	令和7年11月26日まで
池田保育園、いもせ保育園	令和7年8月31日まで	
梅原保育園		

第2 監査の方法

監査は、廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）、廿日市市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）及び実施要領（平成31年3月29日公表）により実施した。

実施に当たっては、監査の対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて留意し、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料等を基に、関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。また、書面監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施した。

実地監査 友和保育園、池田保育園、梅原保育園

書面監査 津田保育園、吉和保育園、深江保育園、いもせ保育園

第3 監査等の実施場所

友和保育園、池田保育園、梅原保育園

第4 監査の結果

各所属における事務・事業執行については、「第2 監査の方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。

また、公表までに至らなかつた軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行つた。